

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成24年7月9日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

#### 広島県公安委員会規則第9号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第24条第2号アを次のように改める。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪

第24条第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

(利用カード等販売業に係る届出等の手続に関する規則の一部改正)

第2条 利用カード等販売業に係る届出等の手続に関する規則(平成8年広島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

(酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則(平成13年広島県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

(広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則(平成18年広島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号アを次のように改める。

ア 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているものに限る。以下同じ。)

第6条第1項ただし書を削る。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第5条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第1号を次のように改める。

(1) 戸籍抄本又は住民票の写し

附 則

この公安委員会規則は、平成24年7月9日から施行する。